

令和8年度 社会福祉法人美里町社会福祉協議会 事業計画

(自)令和8年4月1日 (至)令和9年3月31日

【基本方針】

少子高齢化・人口減少が急速に進むなか、住民のニーズは多様化・複雑化しており、福祉分野を超えて様々な地域生活課題が広がっています。

誰もが安心して、その人らしい暮らしができるよう、社協は、支援が必要な人や支援が届いていない人を見逃すことなく受け止め、住民や地域の関係者とともに、継続的な支援を行う必要があります。

これらをふまえて、全国社会福祉協議会では33年ぶりに社協活動の指針となる「社会福祉協議会基本要項2025」を改訂しました。

社会福祉法で「地域福祉の推進を図ることを目的」として位置付けられている社協が、地域住民や社会福祉関係者、行政に支えられた『公共性』と、民間組織としての『自主性』という2つの側面を併せ持つ組織力を活かしつつ、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することや社会福祉協議会の機能に災害時の支援などを更に強化し、策定に基づいた方向性と実現に向けた地域づくり活動を推進します。

【重点目標】

- ① 地域住民の理解と参加による組織の基盤強化の推進
- ② ボランティア事業の推進と活動者の育成及び支援
- ③ 生活支援活動の強化

【実施事業】

1. 会務の運営

- ▶理事会、評議員会、監事会、評議員選任・解任委員会の開催

2. 社会福祉協議会の基盤強化の推進及び福祉活動計画の策定

- ▶社会福祉協議会の基盤の充実強化を図る。
- ▶行政が策定した「地域福祉計画」と連携した「地域福祉活動計画」策定

3. 高齢者福祉事業

- ▶配食サービス事業(月2回 対象者:70歳以上の一人暮らし高齢者)
※食生活改善推進員連絡協議会による調理、ボランティアによる弁当
配送協力
- ▶会食サービス事業(年1回 対象者:70歳以上の一人暮らし高齢者)
※食生活改善推進員連絡協議会による調理協力
- ▶いきいきサロン事業への支援
地域の集会所等を利用して、地域住民が気軽に集える居場所づくりを

行うことにより、社会的孤立感の解消を図ることを目的とする。社協では自主運営支援としてボランティア派遣の調整やレクリエーション用具等の貸し出しを行う。

4. 共同募金事業

▶埼玉県共同募金会美里町支会として、赤い羽根共同募金、地域歳末たすけあい募金運動を推進する。

5. 日本赤十字社事業

▶日本赤十字社美里町分区として、赤十字社資募集運動や各種事業を推進する。また、美里町赤十字奉仕団の事務局としてボランティア活動を支援する。

6. 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の推進

▶判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害のあるかたなどで日常生活に不安があるかたの相談・援助を行う。

7. ボランティア活動の推進

▶ボランティアセンターの活動強化

ボランティア活動を推進するため、活動者へボランティア活動保険の掛金を助成する。また、情報の収集と発信を図る。

▶傾聴ボランティアの養成及び知識や技術の向上のため、各種講座等を開催する。

▶高齢者の健康活動をサポートする団体（高齢者いきいき活動応援団）を養成するため、体操や健康づくりの指導・実践の知識や技術を学ぶ研修会を継続実施する。

▶災害ボランティアセンターの運営強化

①近隣ボランティアセンターや各団体などと災害時の協力体制の強化を図る。

②災害ボランティアに関心を持ち、有事の際に活動できるボランティアを養成するため、災害に関する講習会等の実施及び情報の発信を図る。

8. 福祉教育事業

▶社会福祉協力校の指定（町内4小中学校）

▶町内小中学校の「総合的な学習の時間」等を活用した福祉教育講座、車いす体験、高齢者疑似体験等の実施

▶夏休みボランティア体験プログラム事業の実施（町内の学生や町民を対象とした社会福祉施設でのボランティア活動や体験学習）

9. 資金貸付事業

▶生活福祉資金（県社協事業）の貸付事業（低所得者等に対する生活援助資金の貸付援助活動）

▶福祉資金の貸付事業（つなぎ資金貸付援助活動）

10. あんしんセーフティネット事業

- ▶社会福祉施設と社協が連携し、訪問による相談活動を行うとともに、逼迫した状況の場合、食料の提供や公共料金の支払いなど、現物給付による経済的援助を行う。（10万円を限度として現物給付）

11. 生活支援体制づくりの推進

- ▶地域高齢者の生活を支える仕組みづくりを担う生活支援コーディネーター業務を町から受託し、町や関係機関、地域住民と連携のもと、大沢・松久・東児玉地区で定期的な話し合いの場を開催し、活動の支援を行う。また、町や関係機関の話し合いの場で、各地域から出た課題を提示・協議していく。

▶「ちょこっと！お助けサービス」の推進 【新規】

ちょっとした困りごとがある方を対象に、地域のボランティアが簡単な家事などのお手伝いを行うサービスの事務局を担い、利用者とボランティアのマッチングをし、住民同士の支え合い機能の構築を図る。

▶高齢者の付き添い支援（移動支援）モデル事業の実施 【新規】

一人で外出することが困難な高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域のボランティアが付き添い支援（移動支援）を行うモデル事業を、町と連携して進める。

12. 「福祉サポーター」の設置及び活動推進

- ▶見守りが必要なひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に、緩やかに見守りを行う福祉サポーターを各行政区に設置していく。

13. 民生委員・児童委員との連携強化

- ▶地域住民の福祉サービス等に関する相談への相互連携
▶事業や調査、自主的な地域福祉活動への協力と連携

14. アスポート相談支援センターや行政との連携強化

- ▶生活困窮者自立支援制度による、生活に困っている世帯に対してアスポートやフードバンク等関係機関と連携を密にし、相談支援体制を強化する。

15. 見守りネットワークの構築

- ▶児玉警察署とのネットワークに関する覚書の締結に基づき、高齢者等が安心して生活できるよう「見守りネットワーク」の構築を図る。

16. 広報啓発活動

- ▶町広報紙により社協事業活動の啓発を行う。
▶ホームページ等による情報等周知の充実

17. 福祉に関する生活相談

- ▶地域福祉の推進拠点として、住民の福祉に関する生活相談に対応できる

支援体制を整える。

18. 生活困窮者生活支援

- ▶町民や企業から食料等の支援を受け、希望する一人親世帯や家計急変等による生活困窮者へ集まった食料を支援するフードパントリーを実施する。
- ▶災害時にも対応するために保管している非常食等を、一時的に食料の貯えが無くなった生活困窮者等に配布し、生活支援を実施する。

19. こども、子育て支援事業

- ▶こどもの居場所づくり支援
- ▶子育て世代の生活力向上支援

20. 相談セミナーの開催 【新規】

- ▶町民を対象に、最期まで安心して生活できるよう相続に関する周辺知識を学ぶ講演会を開催する。

21. その他各種福祉活動の推進

- ▶関係機関及び団体との連絡調整
- ▶車いす・高齢者疑似体験セット・テント等の貸出
- ▶義援金・救援金への取り組み
- ▶各種福祉団体の育成援助
 - ・老人クラブ、遺族会等
- ▶町主催行事への協力
 - ・戦没者追悼式（隔年）
- ▶各種リサイクル活動等の推進
 - ・ペットボトルキャップ、コンタクトレンズ空ケース、使用済切手、未使用ハガキ、こども服リサイクル等
- ▶各種強調月間及び週間行事に協力
 - ・日本赤十字社会員増強運動
 - ・児童福祉週間
 - ・老人福祉週間
 - ・社会を明るくする運動
 - ・身体障害者福祉週間 他